

2026～2027年度運動方針(案) ダイジェスト



定期大会スローガン

**変革を恐れず、全員で力を合わせ、
新たな運動へ果敢に挑戦しよう**

全電線第80回定期大会を
2026年8月20日(木)に
都市センターホテルにて
開催いたします。
本大会では、
2026～2027年度運動方針(案)
の提起をはじめとした
次の項目について議論していきます。

◆審議事項

- (1) 2024～2025年度 政策委員会検討結果・中央執行委員会見解
- (2) 2026～2027年度運動方針(案)
- (3) 全電線 第2次ジェンダー平等推進計画(案)
- (4) 2025年度決算・会計監査結果
- (5) 2026年度予算(案)
- (6) 各種専門委員会設置
- (7) 管理委員会ならびに選考委員会設置
- (8) その他

◆2026～2027年度 役員選出



はじめに

私たちの運動をとりまく環境については、DXやGXの進展に加え、AIの急速な発展、人口減少・少子高齢化の進行、働き方や雇用形態の多様化などにより、かつてない大きな変革期を迎えています。こうした変化は産業構造のみならず、組合員の価値観やライフスタイル、働き方にも大きな影響を及ぼし、社会・経済のあり方そのものが変化しようとしています。

とりまく環境が大きく変化している今、労働組合が組合員をはじめ働く者の代表として、これからも存在感を発揮し役割を果たしていくためには、変化を的確に捉え、その変化に柔軟かつ主体的に対応することが重要です。

常に時代の潮流をとらえた運動が求められているとの認識に立ち、直面する諸課題に対応するなかで、運動の前進に向け取り組んでいかなければなりません。具体的には、「全電線 中期基本政策2020年代後期における運動の指針と方向」に沿い、「総合労働政策」では安全衛生対策と雇用の維持・確保を最優先に賃金・一時金・退職金などの基本的な労働条件向上による「生活の安心・安定をめざす運動」、「産業政策」では電線関連産業・企業の持続的発展に向けた「産業基盤の強化を図る運動」、「組織政策」では組織基盤の強化と運動領域の拡大に向けた「組織強化・国際連帯・社会貢献をめざす運動」、「社会政策」では勤労者が安心して暮らしていける家庭・社会環境の創造に向けた「希望のもてる社会をつくる運動」を推進していくこととします。

全電線は、これまで長きにわたり培ってきた「相互信頼・相互理解」の精神を基調に、産別と単組の連携をさらに強固なものとし、組織強化・発展を永続的に求めながら、組合員の求める運動とその実現を図るとともに、産業・企業の健全な発展、魅力向上と、未来に希望の持てる社会の実現に努めていかなければならないと考えます。

そして、環境の変化に対応するためには、これまでとは違う運動を推し進めていくことも必要です。組織結成80周年を迎え、「守るべき基本と変革すべき運動」の継承と発展を鑑み、自らが変わることを恐れず、全員が力を合わせ、新たな運動に果敢に挑戦をしていきましょう。

I. 運動の基本的スタンス(中期基本政策より抜粋)

1 私たちがめざすべき方向

人口減少・少子高齢化はすでに日本社会の前提条件となり、労働力不足は電線関連産業に限らず、多くの産業で深刻化しています。エネルギー問題、医療・介護、年金をはじめとする社会保障制度についても、将来の課題ではなく「いま対応を迫られる現実的課題」となっており、日本は引き続き世界に先駆けて構造的課題に直面する社会となっています。また、生成AIをはじめとする技術革新は、すでに企業活動や職場の日常業務に導入され始めており、生産性の向上や業務の効率化といった効果が期待される一方で、技術革新や人口構造の変化は、働く現場に具体的な影響として表れ、雇用の安定や公正な処遇、学び直しの機会の確保などといった課題となっています。

このような直面する課題や時代の変化に対応していくためには、全電線がこれまで取り組んできた運動を深化させつつ、「守るべき基本と変革すべき運動」をしっかりと捉えた運動が求められます。

また、「生産性運動三原則」の本質について、「雇用の維持・拡大」「労使の協力と協議」「成果の公正な分配」の考え方は、労働運動を推し進めるうえで根幹であり、今後もその考え方に基いた運動が必要であると考えます。政策・制度課題への対応については、企業基盤の強化と健全な発展による、生活の維持・向上に向け、重要性を増してきています。われわれ労働者が直面する環境変化への対応はもちろん、現代社会の生命線ともいべき重要な役割を担う電線関連産業の持続的発展には、政策協定締結議員とも連携を図るなかで、全電線の政策・制度を国政へ意見反映し、実現できるよう取り組んでいくことが重要です。

このように、産業をとりまく環境は大きな転換期を迎えるなか、われわれ全電線は、電線関連産業に従事する労働者の生活の安心・安定を確保するとともに、変化に適応し持続的に成長できる産業基盤を築き、将来に希望のもてる産業・社会の実現に向けて、企業の持続的な発展・成長に取り組んでいかなければならないと考えます。

そして、雇用の維持・確保を大前提とし、労働条件の維持・向上、「人への投資」として適正な還元がされるよう、永続的に取り組みを推進していかなければなりません。そのためには、自らの役割と責任を認識するなかで、これまでも全電線の基本理念として守られてきた、加盟単組との「相互信頼・相互理解」を基軸に運動基盤のさらなる強化を図っていく必要があると考えます。

2 基本的な考え方

私たちはこれまで「全電線中期基本政策」にて確立した「総合労働政策」「産業政策」「組織政策」「社会政策」の考え方を基本に、産別・単組が連携を図りながら一体となった運動を展開し、一定の前進を図ってきました。

激動する時代のなかにあって、これからの運動を進めていくにあたっては、こうしたこれまでの取り組み経過を踏まえながら、環境変化に合わせ、柔軟に対応できるような見直しも必要であり、常に時代の潮流を捉えた運動が求められています。

そのためには、組合員の雇用の維持・確保を大前提に、労働条件の維持・向上に努めるとともに、社会全体における雇用・処遇システムの整備・充実についても政策・制度面での取り組みや広範にわたる環境面の整備を積極的に推進していく必要があると考えます。

3 具体的運動の展開に向けて

全電線として、生活の安心・安定、希望のもてる社会の実現に向け、時代変化と組合員ニーズの多様化を的確に捉えながら、運動のさらなる前進を図るべく、積極的に挑戦をしていく必要があると考えます。

具体的な展開にあたっては、これまでと同様以下に示す4つの柱を基本に、政策分野別にアプローチしていく必要があると考えます。

政策分野	主な運動内容
総合労働政策	安全衛生対策と雇用の維持・確保を最優先に賃金・一時金・退職金などの基本的な労働条件向上による『生活の安心・安定をめざす運動』
産業政策	電線関連産業・企業の持続的発展に向けた『産業基盤の強化を図る運動』
組織政策	組織基盤の強化と運動領域の拡大に向けた『組織強化・国際連帯・社会貢献をめざす運動』
社会政策	勤労者が安心して暮らしていける家庭・社会環境の創造に向けた『希望のもてる社会をつくる運動』

II. 運動方針の具現化

1 生活の安心・安定をめざす運動（総合労働政策）

(1)雇用の維持・確保

「改訂 経営・雇用対策指針」を踏まえ、今後も雇用の維持・確保を最優先すべき最大の課題と位置づけ取り組んでいきます。

(2)賃金

「2026年春季闘争総括」において出された課題を整理するなかで取り組んでいきます。

1)賃金

①連合・JCMの方針をはじめとした春季生活闘争全体の動向を踏まえる

なかで、産別としての主体性を堅持しつつ取り組んでいきます。「電線産業にふさわしい賃金水準」については、中長期的な指標となるよう2025年春季闘争から見直した水準のもと、十分な論議を行い取り組んでいくとともに、JCMの「2026年闘争評価と課題」などを踏まえながら検討を進めていきます。

②賃金制度の整備・点検等に努めていくこととし、中長期的に安定性のある公正な制度の確立をめざし、各単組の主体性のもとで、十分な労使協議を行い、組合員の納得性・透明性を主眼に取り組んでいくことと

します。賃金構造維持分の確保のための仕組みづくりに向けては、全電線中央として各単組へ支援・指導を行うこととします。

2)企業内最低賃金

賃金の下支えの観点から、18歳の位置づけで協定化を図っていくこととし、水準については、地域別最低賃金の動向や・特定（産業別）最低賃金への影響、全電線における実態を勘案しながら、JCMの考え方を踏まえ取り組むこととします。

3)特定(産業別)最低賃金

JCMの「労働政策委員会」や「最低賃金担当者会議」などに参画し、他産別と十分に連携を図りながら対応していきます。

特定（産業別）最低賃金の決定の申出をする地域は1府5県（大阪、埼玉、神奈川、静岡、三重、大分）とし、各地協を中心に精力的に取り組むこととします。その他地協においても、特定（産業別）最低賃金の必要性を共有していきます。

(3)一時金

「2026年春季闘争総括」において出された課題を整理するなかで好不況にかかわらず、「生活水準の維持・向上を図るための年間賃金の一部である」との基本的な考え方に沿い、春季闘争において、年間で獲得することを基本に、組合員生活の安心・安定の確保を最重点として「年間要求方式 夏季・年末折半」で取り組んでいきます。具体的には春闘シンポジウムをはじめ諸会議等で十分な論議を行い、それらを踏まえ、春季闘争前段で開催される中央委員会において提案することとします。

(4)退職金

上部団体や他産別の動向、とりまく情勢を勘案し、課題を整理するなかで、取り組んでいくこととします。また、定年延長の実施に伴う退職金の取り扱いについては、「2020～2021年度 政策委員会検討結果」を踏まえ、取り組んでいくこととします。春季闘争前段から各種会議において論議・検討を進めるなかで、中央委員会において提案することとします。

(5)ワーク・ライフ・バランスの実現

1)労働時間短縮

時短各項目については、年間総実労働時間の到達目標である1,800時間の達成に向けて、年間休日125日と1日の所定労働時間7.5時間をめざした所定内労働時間の短縮、時間外労働の削減および休暇取得の推進を前進させるべく、取り組むこととします。日常の労使協議や「労働時間等設定改善法」を踏まえ設置された専門委員会において協議を進め、労働時間、休日数、年次有給休暇の取得、時間外労働時間の管理・徹底、長時間労働の是正に関する事項などを、労働者の健康と生活に配慮するとともに多様な働き方への対応も含め、ゆとりや豊かさ実感できる生活へ改善する観点で、制度が適切に運用・活用されるよう、取り組み強化を図り、まずは当面の目標である年間総実労働時間1,900時間台の定着をめざしていくこととします。

2)次世代育成支援

「改訂 全電線総合福祉対策指針」を踏まえ、日常の労使協議を通じた取り組みを進めていきます。

仕事と家庭の両立支援を図るための「次世代育成支援対策推進法」への対応については、すべての単組で一般事業主行動計画策定に参画するとともに、引き続き行動計画における諸制度のさらなる充実を図り、内容の点検・充実に取り組むこととします。また、プラチナくるみん認定企業においては、行動計画の策定・届出に代えて、次世代育成支援対策の実施状況の確認をするなかで継続的な取り組みとなるようフォローしていきます。

3)介護・看護

「2016～2017年度 政策委員会検討結果」を踏まえ、働きながら介護・看護に対応できる就労環境の整備に努めるとともに、引き続き制度の充実と活用促進に向けた実効性のある取り組みを進め、すべての労働者が法の趣旨に基づく制度の対象となるよう努めていくこととします。

4)働き方の見直し

環境が大きく変化しているなかで、バランスの取れた働き方が求められていることから、全電線中央においては、各単組への働き方に関する情報提供や調査活動に基づき、実態把握と課題整理を行い、情報共有に努めていくこととします。

(6)60歳以降の労働環境

定年延長の実施および70歳までの就労機会の確保については、「2020～2021年度 政策委員会検討結果」を踏まえ、「同一価値労働同一賃金」、働く人のモチベーションの維持・向上につながる労働環境をめざし、取り組むこととします。

(7)組合員と雇用形態の異なる労働者への対応

「同一労働同一賃金」の法整備により、同じ働く仲間として、労働組合の関わりは重要性を増してきていることから、どのような雇用形態であって

も誰もが安心して働くことができるよう取り組んでいきます。

(8)男女共同参画の推進

全電線中央の取り組みとして、男女共同参画にかかわる政策・制度の実現に向け、連合・JCMの諸会議において意見反映を行っていきます。「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画策定については、引き続きすべての単組で行動計画が策定されるよう、支援・指導を行っていくこととします。

男女平等・共同参画の施策に向け、「強化月間」を設定し、各単組・各地協における取り組みを支援するため、情報共有や資料提供を行っていきます。

ジェンダー平等の推進について、連合「ジェンダー平等推進計画」フェーズ2の趣旨を踏まえ、その目標達成に向けて、「全電線 第2次ジェンダー平等推進計画(2026年9月～2030年8月)」に基づき、産別・単組が一体となって取り組みを推進していきます。

各単組の取り組みとしては、「改正 男女雇用機会均等法」に沿い、制度の点検・整備に取り組むこととします。

「全電線 第2次ジェンダー平等推進計画」に基づき取り組むこととします。

すべての単組で一般事業主行動計画策定に参画するとともに、引き続き内容の点検・充実に取り組むこととします。また、プラチナくるみん認定企業においては、一般事業主行動計画の策定・届け出が免除されることを踏まえ、認定維持に必要な高水準の取り組み状況の確認等をするなかで継続的な取り組みとなるようフォローしていきます。

(9)福祉活動の充実

1)産別福祉活動

福祉事業（年金共済）理事会を年間3回開催に見直し各種制度の安定と充実に向けて取り組んでいきます。

全電線年金共済「ハピネス」については、定年後の生活を安心して過ごすための自助努力の観点から、加入促進に向け取り組んでいきます。加えて、日常から生保各社と連携をするなかで、取り組みを推進していきます。

また、運用状況を把握し、制度の安定に努めていくとともに、学習会などを開催するなかで、教宣活動を通じて理解促進を図り、加入拡大に向けた募集活動に取り組んでいきます。

2)労働福祉団体との連携強化

中央労福協、労働金庫、こくみん共済 coop については、諸会議を通じ意見反映を行っていきます。

(10)権利点検活動

働く者の権利が遵守されるように、日常からの取り組みとして点検活動の強化を図っていきます。

(11)安全衛生対策

「安全はすべてに優先する」ことを基本に、通勤途上災害も含めた安全衛生対策について、引き続き職場から災害を無くし、心身ともに健康で安心して働ける環境の確保に向けて取り組んでいきます。

全電線中央の取り組みとして、完全無災害の達成に向け、安全衛生担当者会議を開催し、各単組での取り組みや安全対策・現状の課題など、情報の共有と対策の場として安全衛生活動の強化に取り組みます。労働安全衛生担当者研修会については、開催方法や内容を含め、有意義な研修となるよう、実施していきます。

また、各種会議において情報提供・情報交換を行い、通年での取り組みの徹底を図ります。

災害発生防止に向けた情報共有の観点から、休業災害発生速報を各単組に速やかに配信するとともに、電線NETへ掲載していくなど、全電線のネットワークを活用した迅速な情報展開により、類似災害の発生防止に努めます。また、休業災害発生報告書を事例別にまとめた「災害発生事例集」についても、都度更新を行い、過去の災害を教訓として「職場から労働災害を発生させない」ことを目標にし、安全衛生の取り組みをさらに強化していくこととします。また、国・産業界が実施する「全国労働衛生週間」「年末年始無災害運動」「全国安全週間」について資料提供などに努めていきます。

(12)秋季交渉期間

秋季交渉については、期間を10～12月に設定し、組合員のニーズの多様化に加え、社会情勢の変化や企業間競争の激化などから、労働条件や企業年金・雇用処遇・福利厚生制度などが大きく変化するなか、組合員の働き方や暮らし方も変えざるを得ないという状況認識のもと、生活の「安心・安定」を求めることを基本に、取り組んでいくこととします。

各単組は「労働協約の点検・整備」「安全衛生対策」「60歳以降の労働環境」「ワーク・ライフ・バランスの実現」「労働条件その他の取り組みについて」「男女共同参画の推進」などの権利点検活動を行うとともに、具体的取り組み項目については、とりまく情勢をはじめ業界動向、企業の現状と見通し等について、労使で事実認識を深めるなかで、継続協議となっている項目も含め各単組が主体的に決定し取り組むこととします。

2 | 産業基盤の強化を図る運動（産業政策）

(1)産業対策活動

- 連合の政策に関する取り組みについては「政策・制度 要求と提言」などの策定に際して、各種会議の場において意見反映を行っていきます。
- JCMの産業政策活動については、「2026年産業政策提言」「地方における産業政策課題2026」の考え方に沿って積極的に参画していくこととします。
- 電線関連産業として実現を図るべき特に重要な政策課題については、

「全電線 政策・制度【重点項目】」を活用し、全電線中央と各地協が連携を図るなかで、連合・JCMの中央および地方組織に対しても意見反映を行っていきます。

○全電線政策協定締結議員や各単組が推薦する議員に対して産業政策の報告・要請・意見交換を行っていきます。

○電線産業固有の課題や電線産業周辺の課題については、書記長会議などの諸会議における情報交換や各種調査活動に加え、日常からの単組・

地協との連携を通じて、産業・企業の動向や諸問題の迅速かつ適切な把握に努めていきます。また、電線工業会や電線経連との懇談会、産別労使会議、定例労使懇談会など、それぞれの場において、情報交換に努めるとともに意見交換を行い、電線関連産業の実態等の状況把握にも努めていきます。

(2)経営対策活動

1)労使協議体制の充実

労使共通認識に立った検討ができるよう、日常から電線経連を中心とした情報交換、意見交換に努めていきます。特に、産別労使会議、定例労使懇談会においては、労働組合としての課題に対する理解を求めるとともに、積極的な意見交換を行っていきます。

2)経営・雇用対策の強化

3 | 組織強化・国際連帯・社会貢献をめざす運動（組織政策）

(1)上部団体・他産別との連携強化

1)日本労働組合総連合会(連合)

連合構成組織としての責任と役割を果たすため、連合の方針に沿って、取り組みを進めていきます。

各地域においても、地方連合会およびその下部組織である地域協議会に、全電線各地協、各単組が参画していきます。

2)全日本金属産業労働組合協議会(JCM)

JCM共闘の一員として、金属産業にふさわしい労働条件の確立、政策・制度課題など、共闘強化を図る観点にたち、参画していきます。

春季闘争は、産別自決を基本にしつつJCM共闘に積極的に参画していきます。三役会議・常任幹事会のほか各種会議・委員会に参画し、各種セミナーなどへの参加要請に対しても、各単組の協力を得ながら対応していきます。政策・制度の取り組みについては「全電線 政策・制度【重点項目】」を踏まえ、全電線としての考え方を反映していきます。

各産別との連携強化を図り、十分な情報交換を行うなかで、全電線運動に活かしていきます。

3)他産別との連携

中連懇話会をはじめとした他産別と連携を深め、情報交換・政策研究に努め、産業対策活動を中心とした各種活動に活かしていきます。

(2)産業別組織の強化

1)産別の組織強化

組織基盤の強化・確立に加え、産別と単組との連携をさらに強固なものとし、産別組織の強化・発展に向けて取り組みを推進していきます。

2)政策委員会

運動の前進を図る観点から政策委員会において、以下の項目について検討していきます。

「全電線 中期基本政策」の具現化に向け、論議・検討を行っていきます。その他、必要に応じて中央執行委員会が諮問していくこととします。

「全電線 政策・制度重点項目」の実現に向け、産業政策推進チームとして論議・検討を行っていきます。

3)専門委員会

各種専門委員会においては、組織の強化・発展に向け、それぞれの意義・目的に沿って取り組んでいきます。

4)組織拡大

組織基盤の強化と時代の変化に対応した組織をめざし、電線関連産業に働く仲間の結集や労働条件の向上、さらには組織の基盤強化を図る観点から、「2022～2023年 政策委員会検討結果」を踏まえ、組織の拡大に取り組んでいきます。

5)各種機関・会議

各種会議の開催にあたっては、運動の強化・発展に向け、対面での開催を基本としつつ、Web会議を併用するなど、機能的かつ効率的な運営に努めていきます。

6)地方協議会(地協)活動の充実

地協の役割を明確にするなかで、全電線中央と各地協、地協間の連携を密にし、活動の充実に向けて取り組んでいきます。

全地協代表者会議を年2回開催し、各地協との情報交換を行うなかで、課題や問題を共有し、解決に向け取り組んでいきます。

各地協は、地方連合の対応として、地域に根ざした活動を進めるとともに、地方連合金属部門連絡会へは、積極的に参画することとします。さらに、政策・制度実現の取り組みについては、JCM「地方における政策・制度課

「労働者の雇用の安定・確保と権利を守ること」を大前提に、変化する産業・企業実態に加え、各単組の状況に即し「改訂 経営・雇用対策指針」を踏まえ、その徹底を図るなど、安心して働き続けられるための経営・雇用対策の取り組みをこれまで以上に強化していくこととします。

3)人権デュー・ディリジェンス

JCMの活動に参画し取り組みを推進していくなかで、各単組の実態を把握し、フォローに努めることとします。また、他産別の取り組みなども参考に情報展開をしていくこととします。

4)適正取引の取り組み

サプライチェーン全体の共存共栄を実現すべく、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配に向けて、「適切な価格転嫁」「適正取引」の取り組みを進めることとします。

題2026「全電線 政策・制度【重点項目】」を基本に、全電線中央と連携強化を図るなかで意見反映などを行うこととします。

7)教育・宣伝活動

組合員の連帯と意識の高揚、さらには組織の強化発展を図るため、その時々ニーズに合った情報を提供するとともに、その質の向上に努めていきます。

全電線中央は、オルグ活動を教育の一環として位置づけ、各単組の連携強化を図る観点から、内容の充実に努めていきます。

「改訂 全電線教育指針」を踏まえ、幅広く学習の場を各単組へ提供していくとともに、その内容の充実に向け、引き続き取り組みます。

各単組や各地協の要請に基づき必要な情報提供を行うなど、「改訂 全電線教育指針」「2014～2015年度 組織委員会検討結果」を踏まえ、教育活動の強化や全電線運動の理解と認識を求める取り組みに努めていきます。

8)調査活動

運動の前進に向けては、多様化する状況に対応すべく、産業動向はもとより幅広い情報収集と的確な分析が必要不可欠であるとの認識のもと、情報提供も含め、その内容の充実に努めていきます。

春季闘争における要求妥結状況、ポイント賃金、その他の権利点検活動(時間外労働時間、年次有給休暇取得状況、災害発生状況)などの調査を実施します。また、3年サイクルの調査として、2026年度は「労働諸条件調査」を実施します。

9)総務・財政活動

中期的な財政シミュレーションを行い、健全財政および効率的な運営に努めながら、総務・財政全般の取り組みを推進していきます。

事務所運営については、安全衛生面を含め機能的な管理を行っていきます。また、保全については、中長期的な観点にたち、これまでの議論経過や状況等を踏まえ、引き続き議論・検討を行っていきます。

(3)国際連帯活動

国際公正労働基準の確立や国際協調体制の構築を図る観点からも重要であり、積極的に取り組んでいく必要があります。

全電線としても、種々の情報提供を各単組へ行うとともに、連合、JCMをはじめとした上部団体、友誼団体のもとで国際連帯活動に取り組んでいきます。

(4)社会貢献活動

「全電線・愛のカンパ」については、各単組の協力を得るなかで実施し、「連合・愛のカンパ」の活動を継続して支援していきます。

「国内において貧困に直面している子どもたちへの支援」、海外の子どもたちへの就学支援である「ダルニー奨学金制度」についても活動を継続するとともに、支援内容について検討を行っていきます。

自然災害見舞金については、「全電線・愛のカンパ基金」を活用し、自然災害に遭われた組合員に対して、各単組と各地協との連携を図り、被災申請に基づき対応します。また、連合からの特別カンパなどの要請についても、適時対応していきます。

(5)災害対応

国内外を問わず、緊急災害発生時には、各単組・各地協との連携を図るなかで、状況に応じた取り組みを行うこととします。

大規模災害発生時には、「災害対策本部」を設置し、各単組・各地協に速やかに安否確認や設備などの被害状況の報告を要請し、現状の把握に努めます。

4 | 希望のもてる社会をつくる運動（社会政策）

(1)持続可能な社会に向けた取り組み

持続可能な社会に向け、連合・JCMの取り組みを基軸に、課題の解決に積極的な運動を展開していきます。

1)平和への取り組み

連合は「安心して暮らし、働き、労働運動に携わることのできる社会」の実現には、「社会が平和で安定していること」が大前提としています。全電線としても連合方針に沿い、平和を求める運動に各単組・各地協の協力を得るなかで積極的に参画していきます。

2)地球環境保護への取り組み

連合・JCMの政策や「全電線 政策・制度【重点項目】」を踏まえ、各単組・

各地協の協力を得るなかでその実践に向けた具体的な取り組みを推進していきます。

3)政治活動への取り組み

労働組合の基本的な目的である「雇用と生活の安定」を実現させるためには、企業内の労働条件改善の取り組みに併せ、「国・地方の政策」「制度の改善・改革」をめざした政治活動への取り組みが不可欠です。

全電線の政策・制度実現のため、政策協定締結議員の支援を行っていくとともに、活動の充実に向け積極的に取り組んでいきます。

2027年4月の第21回統一地方選挙に向けては、これまでの経過を踏まえながら対応していくこととします。